

第1章 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行

系統の地域の公共交通における位置付け・役割

1 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(1) 路線の変遷

本町域に関係する公共交通機関としては、昭和18年から運行を開始した道北乗合自動車株式会社（現在の道北バス株式会社）が旭川駅から13線16号、16線10号の運行を開始しました。その後、北成線、大成線、知遠別線、中野線、江丹別線が運行されましたが、自家用自動車の増加と人口の減少により、利用者の減少傾向が続き不採算路線が生じてきました。昭和62年に道北バス株式会社から路線縮小の提案があり、協議の末に旭川鷹栖間の道北バス路線は10線10号を終点とする考え方をまとめました。

基本的な同意を得た町は、廃止となる10線10号以北の道北バス路線について過疎振興法に基づく廃止代替運行路線として北海道と協議を進め、昭和63年10月に鷹栖町営バス運送事業条例を制定し、平成元年4月1日から運行を開始しました。路線は従来の大成線と北成線を統合した鷹栖循環線と知遠別線の2路線で運行を開始しましたが、人口減少や生活形態の変化に伴い乗車人数は減少をたどったことから、平成25年に知遠別線においては全便を完全予約制に変更し、さらに2路線ともバス路線上でのフリー乗降での運行としました。さらなる利便性の向上を図るため、平成28年には自宅付近及び運行区域内の公共施設前で乗降できるデマンド方式を採用し、路線名を鷹栖循環線から中央・北成線に、知遠別線から北斗・知遠別線に変更して両線ともに完全予約運行としながら、代替え交通手段の確保、維持に努めています。

(2) 地域公共交通計画の策定の目的

少子高齢化の進展により、沿線人口が減少することで従来の交通網の維持を含め、各バス路線の採算確保等も現実的に難しい課題となりつつありますが、町民が将来に向かって安心して利用することのできる交通手段を確保するとともに、上川地域公共交通活性化協議会の枠組みなどを通じ、必要に応じて周辺市町との広域連携を実施することで交通空白地の拡大を防ぐ必要があります。

このような状況を踏まえ、現時点よりも確実に人口減少が進行するであろう5年後、10年後においても、本町の交通政策が継続できるよう「持続可能な交通体系」の創設に関する基本的な事項を定めるとともに、道北バス株式会社の路線の廃止により交通空白地となった10線10号以北から近隣中核都市へのアクセスを継続して確保することとするため、国の地

域公共交通確保維持事業による地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を活用し、本町が運行する「中央・北成線」、及び「北斗・知遠別線」の確保・維持を目的とするために当該計画を策定するものです。

2 計画区域

本町域に関係する地域内フィーダー系統に属する地域公共交通ネットワークを一体的に取り扱うものとするため、本町全域とします。

また、広域交通に位置づけられる道北バス株式会社 10 線 10 号線に関する地域公共交通計画については、本町をはじめとする上川総合振興局管内の 23 市町村で構成する上川地域公共交通活性化協議会において、令和 5 年に共同策定した北海道上川地域公共交通計画により路線の確保、維持を図るものとし、策定主体となる上川地域公共交通活性化協議会と必要に応じて連携していくものとします。

3 計画期間

令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とします。

ただし、計画期間内であっても、地域公共交通の安全性の確保や利便性の確保・維持等の向上に配慮し、見直しを適切な時期に実施するものとします。

4 計画の位置付け

当該計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）を根拠法とするとともに、本町の最上位計画である「第 8 次鷹栖町総合振興計画」第 4 章の①の⑩に基づき策定するものです。

また、関連計画として鷹栖町過疎地域持続的発展市町村計画を位置づけることにより、過疎対策事業債等の活用による財政措置についても必要に応じて実施するものとし、北海道上川地域公共交通計画とも連携するものとします。

